

## 令和6年度 津幡町職員採用候補者試験要項

### I 採用職種、採用予定人員、主な職務内容

採用職種		採用予定人員	主な職務内容
一般行政事務職	上級A	2名程度	町の事業・サービス全般における一般行政事務
	上級B	1名程度	
	初級	2名程度	
	障がい者	若干名	
土木・建築技術職	上級	若干名	土木・建築関係業務及び一般行政事務
	初級	若干名	
保健師		1名程度	保健関係業務及び一般行政事務
社会福祉士（職務経験者含）		2名程度	社会福祉関係業務及び一般事務
精神保健福祉士（職務経験者含）		1名程度	精神保健関係業務及び一般事務
消防士		2名程度	消防一般業務
保育士（職務経験者含）		3名程度	保育士業務

一般行政事務職「上級B」は、スポーツ又は文化芸術分野において、全国レベルの大会等に出場した経験のある者を対象に募集します。これは、行政需要の多様化・複雑化に対応するため、多様な分野の能力を町政に活用し、多角的かつ総合的に町政運営を行うためです。

なお、「上級A」「上級B」は、採用後の職務内容や処遇において差異はありません。

### II 受験資格（※ 各採用職種を重複（併用）して受験することは出来ません。）

採用職種	受験資格	
一般行政事務職	上級A	(1) 次のいずれかに該当する人 ア 大学卒業及び令和7年3月までに大学卒業見込の人 イ 町長がアと同等の資格があると認める人 (2) 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
	上級B	(1) 大学卒業程度の学力を有する人で、スポーツ、文化芸術分野において顕著な実績・成果を収めた人（※1） (2) 平成6年4月1日以降に生まれた人
	初級	(1) 高等学校卒業程度の学力を有する人 (2) 平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（ただし、大学卒業及び令和7年3月までに大学卒業見込の者は受験できません。）
	障がい者	(1) 高等学校卒業程度の学力を有する人 (2) 昭和54年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人 (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (4) 活字印刷文による試験問題に対応できること（点字による出題はありません。）

土木建築 技術職	上級	(1) 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 (2) 土木・建築に関する科目を修学した者で大学卒業又は令和7年3月までに大学卒業見込みの人
	初級	(1) 平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人 (2) 高等学校卒業程度の学力を有し、土木・建築に関する科目を修学した人（ただし、大学卒業及び令和7年3月までに大学卒業見込の者は受験できません。）
保健師		(1) 平成7年4月2日以降に生まれた人 (2) 現に保健師の免許を有する者又は令和7年3月末までに資格を取得する見込みの人
社会福祉士 (職務経験者※2 含)		(1) 平成元年4月2日以降に生まれた人 (2) 現に社会福祉士の免許を有する者又は令和7年3月末までに資格を取得する見込みの人
精神保健福祉士 (職務経験者含)		(1) 平成元年4月2日以降に生まれた人 (2) 現に精神保健福祉士の免許を有する者又は令和7年3月末までに資格を取得する見込みの人
消防士		(1) 高等学校卒業程度の学力を有する人 (2) 平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人 (3) ※3の消防士の要件を満たす人
保育士 (職務経験者含)		(1) 昭和63年4月2日以降に生まれた人 (2) 現に保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する者で <u>3年以上の職務経験を有している人（令和7年3月31日までに3年に達する者を含む。）</u> 又は令和7年3月末までに資格及び免許を取得する見込みの人

詳しくは、津幡町総務部総務課まで問い合わせてください。

### ※1 顕著な実績・成果の証明について

- ・ 高等学校及び大学等で全国大会又はそれに準ずる規模の大会等に県代表等出場・入賞したことを証明できる新聞や雑誌等の記事や出場名簿等、成績表等の写しを添付すること。

### ※2 職務経験における注意点

- ・ 職務経験には、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・ 職務経験については、複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ・ 社会福祉士及び精神保健福祉士、保育士の職務経験については、社会福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭免許又は保育士資格を有し、社会福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭、保育士又は保育教諭として企業、幼稚園、保育所、認定こども園等で勤務した年数をいいます。
- ・ 休業等（育児休業、介護休業、病気休職等）で実際に業務に従事しなかった期間（産前産後休暇を除く。）が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

### ※3 消防士の要件（消防士を受験する者は、次の要件が必要です。）

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 下記要件

項目	要件
身長	おおむね155cm以上
体重	おおむね45kg以上
胸囲	身長のおおむね2分の1以上

視力	左右とも1.0以上（矯正視力を含む。）で、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。
聴力	正常
身体状況	職務遂行上支障がないこと。

《注意事項》 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (2) 津幡町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 2 日本国籍を有しない人（消防士のみ）

### III 試験の日時、場所及び合格発表

区分	日時	場所	合否の通知
第1次試験	令和6年9月22日(日) 午前9時00分から 午後4時00分頃まで	津幡町役場※2 (津幡町字加賀爪ニ3番地)	10月上旬に受験者全員に郵送で通知します。
第2次試験	令和6年10月中旬の予定 (第1次試験合格者に対して行います。)		10月下旬に第2次試験受験者全員に郵送で通知します。

※2 第1次試験の会場については、受験人数によっては変更する場合があります。必ず郵送する受験票の会場をご確認ください。

### IV 受験手続

#### (1) 申込方法

原則、インターネットによる申し込み（電子申請）のみとします。インターネットによる申し込みができない特段の事情がある方は、必ず7月19日（金）までに津幡町総務課（TEL076-288-2120）に連絡してください。

#### (2) 注意事項

インターネットで申し込む場合は、下記申し込みフォームからアクセスしてください。

＜津幡町電子サービス＞<https://s-kantan.jp/town-tsubata-ishikawa-u/>

・津幡町職員採用ホームページの「インターネットによる申込み」から「津幡町電子申請サービス」にアクセスし受験申込みをしてください。（システムのヘルプを利用してください。）

・パソコンに加えて、スマートフォンからの申込みを可能とします。

・使用されるパソコン及びスマートフォンや通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては一切の責任を負いませんのでご了承ください。

・受験申込時に間違いがないか十分確認して申込みしてください。

・受付期間中に受信したものを有効とします。

・障がいがある方で、車椅子等を使用されるなど試験場において特別な配慮を必要とされる場合は、受験申込時にその旨を津幡町総務課（TEL076-288-2120）に連絡してください。

## ◎申込書について

申込書に必要な事項を記入し、次の書類を添付してください。

### 【添付書類】

- ・最終卒業学校の卒業証明書（来春卒業予定者は卒業見込証明書）または卒業証書の写し
- ・資格等が必要な職種（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等）は、免許等の資格証明書の写し（見込者は資格見込証明書またはそれに準ずるもの）
- ・一般行政事務職「上級B」に応募する方は、全国大会またはそれに準ずる規模の大会等に出場したことが分かる書類等の写し（P2の※1「顕著な実績・成果の証明について」を確認してください。）

## V 受付期間

令和6年7月1日（月）から8月2日（金）まで

### ◎書類不備について

受付後、書類を精査し不備があった場合は、受け付けできません。提出する際には、添付書類及び入力誤り等がないか十分書類を確認のうえ、不備がないようにしてください。

## VI 試験の方法

### ○第1次試験

- (1) 一般行政事務職（上級A、上級B）  
【一般教養（120分）、適性検査（20分）、論文試験（60分）】
- (2) 一般行政事務職（初級、障がい者）、精神保健福祉士、消防士  
【一般教養（120分）、適性検査（20分）、作文試験（60分）】
- (3) 土木・建築技術職（上級）  
【一般教養（120分）、適性検査（20分）、論文試験（60分）、専門試験（120分）】
- (4) 土木・建築技術職（初級）  
【一般教養（120分）、適性検査（20分）、作文試験（60分）、専門試験（90分）】
- (5) 保健師、社会福祉士、保育士  
【一般教養（120分）、適性検査（20分）、論文試験（60分）、専門試験（90分）】

### ○第2次試験

第1次試験合格者に対して、面接試験を行います。

## VII 合格から採用まで

第2次試験合格者は、津幡町役場前の掲示場に公告されるとともに採用候補者名簿に登載され、原則として令和7年4月1日以降に採用されることになります。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。

なお、受験資格に掲げる学校を卒業見込みの者が当該学校を卒業できなかった場合、または免許・資格等を取得・登録見込みの者が当該免許・資格等を取得・登録できなかった場合は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

## VIII 給与等の待遇

津幡町一般職の職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 令和6年4月における初任給は、次のとおりです。なお、初任給の決定については、職業経験がある場合は、所定の金額が加算されます。また、今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。

職 種	大学卒	短大卒	高校卒
事務職、技術職、 その他専門職等	196,200円	179,100円	166,600円
消防士	196,200円	179,100円	166,600円
保育士	200,400円	189,600円	—

- (2) 諸手当 上記の金額のほか、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給
- (3) 勤務時間 原則として1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分
- (4) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始  
(ただし、勤務箇所によっては、変則的な勤務形態となります。)
- (5) 休暇 年次有給休暇（年間20日、採用1年目は15日）のほか、特別休暇（病気・結婚・出産・介護・忌引等に要する休暇）

## Ⅸ その他

提出書類は、原則返却しません。

申込書に記入された個人情報は、本町にて適切に管理し、今回の受験に関する手続以外には一切使用しません。

## Ⅹ 問合せ先

この試験の詳細については、津幡町総務部総務課にお問い合わせください。

郵便番号 〒929-0393  
住 所 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地  
電話番号 (076) 288-2120  
メールアドレス soumu@town.tsubata.lg.jp

## 【参 考】

町ホームページ <https://www.town.tsubata.lg.jp/division/soumu/syokuinsaiyou.html>